

添付法令資料 1 :

韓国アジア文化中心都市造成に関する特別法（目次）

2021年5月18日法律第18160号により一部改正 2021年11月19日施行

第1章	総則（第1条ないし第4条）
第2章	アジア文化中心都市造成計画の樹立等（第5条ないし第9条）
第3章	アジア文化中心都市造成事業
第1節	文化芸術及び市民文化の振興（第10条ないし第12条）
第2節	市民文化教育及び専門人材養成（第13条及び第14条）
第3節	文化産業振興等（第15条ないし第25条）
第4節	文化交流・協力の活性化（第26条及び第26条の2）
第5節	国立アジア文化殿堂の設立等（第27条ないし第28条）
第4章	造成事業推進機構（第29条及び第30条）
第5章	アジア文化中心都市造成事業の施行（第31条ないし第38条）
第6章	アジア文化中心都市造成事業に対する支援（第39条ないし第41条）
第7章	アジア文化中心都市造成特別会計の設置等（第42条ないし第46条）
第8章	補則（第47条ないし第51条）
第9章	罰則（第52条ないし第54条）
附則	